

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
平賀事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）が行う、指定訪問介護事業（以下「事業」という。）は高齢者が要介護状態等となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業の提供にあたっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- (4) 事業の提供に当たる従業者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 事業は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀事業所 碓ヶ関
- (2) 所在地 平川市柏木町藤山16番地1 (平川市役所第2庁舎)
平川市碓ヶ関三笠山120番地1 (平川市碓ヶ関地域福祉センター内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、業務の状況により、職員を増減員することができるものとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行なうほか、指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、サービス内容の管理を行うとともに、自らも訪問介護の提供に当たる。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上（うち1名以上はサービス提供責任者と兼務）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後4時45分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助
- (4) 通院等乗降介助

(事業の利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。なお、その利用料の額は、この基準に定められた額との間に不合理な差額は生じないようにする。また、この支払いを受けた場合は、領収書及びサービス提供証明書を交付する。

3 第8条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は徴収しない。

4 有償運送に係る代金は、別途、移送実費負担表により徴収するものとする。

5 公共の交通機関を利用した場合の交通費は、利用者の自己負担となる。

6 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、重要事項説明書（兼）契約書に同意した旨、署

名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、平川市の区域とする。ただし、弘前市、黒石市、大鰐町の極近隣地の範囲は相談の上対応することができる。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為
- (2) 健全な交流を妨害する行為
- (3) わいせつな内容、表現、及び誘発させる行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、当事業所が不適切と判断する行為

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策) 第12条

第12条 消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- 2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年2回行う消防訓練実施計画による消火、通報、避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備機器の点検を行う。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに務めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等について)

第16条 事業所は、事業の提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等について)

第18条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし

てはならない。

- 3 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に付するものとする。
- 4 事業所は、指定訪問介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低2年間は保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、平成20年	4月	1日	から施行する。
附 則	平成21年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成22年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成23年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成25年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成26年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成27年	4月	1日	一部改正 (第8条)
附 則	平成28年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成28年10月	1日		一部改正 (第3条・第4条)
附 則	平成29年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成30年	4月	1日	一部改正 (第1条・第2条・第4条 第6条・第8条・第10条・第11条 第12条・第15条,第7条を削除したた め、以下条文繰り上がる)
附 則	平成31年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	令和 3年	7月	1日	一部改正 (第4条、第5条、第7条、 第8条、第9条、第10条、第11条、 第12条、第13条、第14条、第15条、 第16条)
附 則	令和 4年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	令和 4年	9月26日		一部改正 (第3条)
附 則	令和 5年11月	6日		一部改正 (第3条、第15条、第16条)
附 則	令和 6年	4月	1日	一部改正 (第4条、第9条、第17条 第18条)
附 則	令和 6年10月	1日		一部改正 (第18条、第19条)